# 議会運営委員会会議録 (令和3年12月3日)

愛 南 町 議 会

# 愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和3年12月3日(金)

招 集 場 所 議員協議会室

出席委員

委員長山下正敏副委員長鷹野正志委員嘉喜山茂委員石川秀夫

委員 金繁典子 委員 那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 原田達也 副議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

議 員 少 林 法 子

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

(総務課) (企画財政課)

課長 浅海宏貴 課長 立花慶司

## 本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) その他

開会9時56分閉会11時30分

○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いですが、12月定例に伴います議会運営委員会をただ今から開催いたします。

まず、委員長、挨拶お願いいたします。

〇山下委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会を招集しましたところ、全員の出席 をいただきありがとうございます。11 月もあっという間に過ぎて、12 月師走に入りました。 壁にかけているカレンダーもあと残り 1 枚となりました。本当に月日のたつ早さに驚いており ます。

今年1年、私、振り返ってみますと、議会選挙もあり、議会の中でもいろいろなことが起きました。住民の中でも賛否両論いろんな意見が出ましたが、やっぱり町民の方は議会また議員に対しての良識、常識を問う1年であったんではないかと思います。委員の皆さんはいかがですか。そして、12月に入り朝晩寒くなりましたが、風邪などひかないよう、12月定例会には万全の体調で臨んでいただきたいと思います。

それでは、協議に入りたいと思います。

まず、議事日程について。会議録署名議員は6番、石川議員、7番、金繁議員です。

会期は8日間で、12月10日から12月17日までの8日間です。

これでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 諸般の報告、議長活動状況報告、例月出納検査報告・定期監査報告、請願・陳情等 の取扱い報告、議員派遣結果報告は12月10日に行います。そして、議員派遣報告は、佐々木 副議長が行います。

所管事務調査の件、委員長報告は、12月10日初日に、産業厚生常任委員会委員長、鷹野委員長が行います。

一般質問の方法について、通告順で、1番、嘉喜山議員、2番、吉田議員、3番、池田議員、 4番、金繁議員、5番、石川議員、6番、少林議員といたします。

それで、一般質問の内容について、何か質問のある方おられませんか。 那須委員。

- ○那須委員 ちょっと気になったんですが、少林さんの一般質問の中なんですけれども、一番最後のページですね、ナンバー5、ナンバー6、図書館の整備についてがあります。この中に5ページでお願いします。下から2番目の反対の町民も多く議会で否決されましたとあります。議会で否決はそのとおりなんですけれども、反対の町民も多くというのは、これは町民の意思を問うておりませんので、反対かどうかっていうのを断言するのは、私はおかしいと思います。その部分は削除するなり考慮してもらいたいと思います。
- 〇山下委員長 今、那須委員からの意見が出ましたが、ほかの委員の皆さんの意見はありませんか。 金繁委員。
- ○金繁委員 確かに調査をしたわけではないと思うんですけれども、これ議会の中でも同僚議員の 方々、発言されております。例えば「町民に聞いたら 100 人のうち 99 人は建てんでええと言 いよる。」という発言もありました。なので、この彼女の表現、同じ表現だけを取り上げて消去 を求めるというのは、私は議員平等の原則に反するのではないかと思います。その議会で発言 された議員がいらっしゃったときに、その発言に対して調査をされてないので駄目ですよとい うことを言って、発言削除されていたなら別ですけれども、そういう発言はこれまでにも議会 内でありますので、これはこれでいいと思います。
- 〇山下委員長 ほかの委員の方の意見はありませんか。 石川委員。
- ○石川委員 私、この今言われた金繁委員の図書館で反対している人が 100 人おったら 90 人反対 している人がいるという発言をしたのは私です。それは私が聞き取り調査をした話であって、

その町民全体の話ではないと。この町民に対してですね、全体の意見をアンケートを取ったわけでもないので、事実とは確かに違うかもしれんなという思いはしてます。

- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 石川議員のほかにも、先ほど言いました発言はほかの議員さんもされています。議会内で。これが事実であるかどうかを確認するのは、それはもう議会の中で反間権がありますので、これはどういうことですかと聞いたらいいんじゃないですかね、執行部のほうで。そもそも議運というのは、この内容の適否を判断するところではないので、これはこのままにしておいて、本議会で執行部に委ねるべきだと思います。
- 〇山下委員長 今、両方の意見が出ましたが。 那須委員。
- ○那須委員 やっぱり正しくない、正確でない一般質問はすべきではないというふうに思いますし、 過去に何度も一般質問の内容を変更さしたことはございますので、私は指摘しただけです。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 彼女も事実に基づいているかどうかは、客観的な事実に基づいているかどうかは分かりませんけども、ほかの議員さんと同じように町民の方たちの意見を聞いたところ、こういう結果だったということで、同じように出しておられるわけですから、全く違う扱いをするというのは、議員平等の原則に反して許されないと思います。
- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 これ文章を見ると、私的な感覚で書いたんではなくて、建てることに対して反対の町民が多くというふうに断言していますので、これはまあ推測で書いたんだろうというふうに思います。反対の町民が多くというこの断言するのは、私は間違っていると思いますので、議会で否決されたとか、議会で反対が多かったとかっていうのは分かりますけれども、町民は反対か、反対が多かったかどうかっていうのは分かりませんので、これは断言すべきではないというふうに思います。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 先ほど、那須委員のほうから、以前はこの議運で内容について書いたものに対して、 通告書を出したものに対して変更を求めたことがあると言いましたけれども、それ自体が私は 本来はやってはならないことだったのですから、今回、悪いことに倣ってもう一回悪いことを するというのはおかしいと思います。ここで正さないといけないと思います。

これを削除させるようなことをすれば、じゃあ議員が町民の声をたくさん聞いて、その中で 反対する人が多かったという確信に至ったときに、その発言さえできないんですか。それはお かしいやないですか。私だって反対の町民が多いということは言ってきました。これは発言の 自由さえ脅かす、これを抹消要求するのであれば、議員の発言の自由さえ脅かすことだと思い ます。

- 〇山下委員長 はい。
- ○那須委員 私は別に発言を制限するとか、その自由を縛っているとか、そういうことを言っとる わけではありません。正しくない書き方であるんで、この反対の町民が多くというのは事実で はないので、それは削除すべきではないですかと言っとるんです。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 事実かどうかというのは分かりません。那須委員にとっても分からないです。彼女が 集めた町民の声の中で、こういう結果だということを制限するというのは、議員の発言の自由 を脅かします。それは議長、いかが思われますか。
- 〇山下委員長 意見も出ていますが、ここはもう委員長の私に、私が少林議員にこういう意見が出ましたよと。確かにこれ本人が削除しないと言うたらできないもんなんで、一応、打診して、本人が削除するならする、削除しないならしないという、そういう方向でさしてもらいたいん

ですが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 では、そうさしてもらいます。

続きまして、鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 もう一つ、金繁委員に。写真のあれ、パネル出す予定ですよね。この山の件ですよね、山の写真、伐採しておるところが出ておるんですけど、これは個人の山ですよね。この写真を掲載するというのは、本人に確認は取っとるんでしょうか。

(発言する者あり)

- ○鷹野副委員長 取らなくていい。一応ですね、山をこういうふうに伐採しているという事実を撮って掲載するのはいいんだけど、この後、この所有者が、例えば新しく苗を植えてやるのか、それともそういう計画ですよね。それを分からずにこういう伐採のとこ、ばしっと撮って出してええものかどうかっていうことなんですよ。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 以前にも中浦の伐採現場の写真をパネルにして提示さしていただきました。そのとき、森林の所有者の承諾は得ておりません、もちろんのこと。今回についても同じく提出できると私は思っています。何の問題もありません。鷹野委員の御心配される、この造林の計画なんですけども、伐採届で確認をしました。天然造林といいまして、植林をせずに放置をして、自然に木が生えてくるのを待つという天然更新というのを選択されています。

(発言する者あり)

- ○金繁委員 伐採届というのは見れるんですよ、私たち。個人情報のところを除いて。その中にちゃんと書いてありますので、天然更新するということは確認してます。で、本人に連絡してというのはしていませんよ。はい。
- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 ちょっと気になったのが、森林組合でも、恐らく個人でどうのこうのというより、森林組合通してって思うんですけど、その辺のこういう形の山になっていると。あと自然に生える雑木林になるという、大体は再度植林するというのは今の時代だからなかなかないと思うんですよ。その辺を質問したいというふうには察知はするんですけど、ただ、こういう状況がいろんなところで、今後出てくるっていうか、現状がこうやと思うんですよ。再度植林してやるというのがどんどんなくなって、後継者がいないからもうそのまま放置して雑木林になるっていうのがあるんだけど、その辺、ちょっと勝手に撮ってぱっと掲載していいものかどうかっていう、その辺がちょっと気になったので、質問しました。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 法的には何ら問題ないと思います。問題であれば、その根拠というかを教えてください。
- 〇山下委員長 ちょっとこれ順番が、説明をしようかと思った矢先に鷹野委員から出たんで、金繁議員から資料パネル3枚の申出がありましたと。資料は申出のとおり確認事項、留意事項を守って使用していただくということでよろしいですかということで入ろうと思っとったんですが、どうも先に。これでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

- 〇山下委員長 次に、一般質問が6名のため、別日程にするのか、それとも初日に6名を行い、17 時を過ぎるようであれば時間を延長とするのか、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 やはり、初日できるだけ進めたほうがいいと思うので、4人までして、あと2日目に余裕を持って進めたほうがいいんじゃないでしょうか。
- 〇山下委員長 初日に4人で2日目にあと2人と。

金繁委員。

○金繁委員 6人なので十分1日目にできると思います。また、2人月曜日にということになれば、 今ちょうど来年度の予算編成のときでもありますし、執行部の方たちもそのほうが大変じゃな いかと思います。もう金曜日に全て終えるほうが私はいいと思います。できない人数ではあり ませんし、ほかの議会はこのぐらいの人数当然やってます。

ほかの議員からもこれ 2 日に分けた後、前のほうがよかったという意見もありましたので、 ぜひこれはもう6人やってしまって、どうしても5時過ぎるようであれば、月曜日にするとい うことでいいのではないかと思います。

- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 愛南町の議会会議規則に10時から17時という時間が入っているというのは、皆さん御存知だと思います。4月の議会で、7時も過ぎて会議をするというのは、いかがなもんかなと。やはりここは嘉喜山委員が言われたようにですね、4名、2名で会議規則にものっとってやっていけば、余裕を持って一般質問を行って、スムーズな議会運営をしていただいたほうが、私はいいと思っております。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 石川委員がおっしゃられた5時までということは、私も承知しておりまして、私はそれ以上にやってほしいということを言っているのではありません。先ほど言いましたように、5時を越すようであれば月曜日に繰越しできますし、前回この議論をしたときに那須議員もおっしゃっていましたように、予備日として取ってあるわけですから、当然そちらに月曜日に持っていくということはできるわけで、一気にやったほうが、町民のためにも分かりやすくていいと思います。
- 〇山下委員長 ということは、初日に6名やるということは、やれない場合は、できるところまで やるということですか。

以前、その一般の人から傍聴の関係で、初日は何人とか、例えば金繁議員の一般質問を聞きたいんで、私は5番目か6番目のときに、途中で6番で打切りになったら次の日になるでしょう。はっきりその一般質問は何名までと決めとったほうが、傍聴の方もいいっていう声も聞いておるんですよ。それも含めて。

結局やっぱり議会なんで、だらだらやないけど、できるところまでいってそこで打ち切って 次にというんではなくて、計画を持ってやったほうがいいんやないですか。 はい。

○金繁委員 初日に6人というのも計画です。決めてないわけではありません。

前回4人で終わった時間が3時ぐらいでしたかね。結構早かったと思います。なので、私は6人でやるというふうに決めておいて、どうしても5時以降になるようであれば、月曜日にという方法でいいと思います。前回、那須委員もそのようにおっしゃられていて、私は同感でした。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 那須議員。
- ○那須委員 私はそう言ったかもしれませんけど、私は定例会は8日間、議員としては拘束されとるわけですね。だから予備日はそのためにあるというんじゃなくて、だからその日を使いましょうということで、私はもう4人なら4人と切ると、スケジュールをつくって、あとはまた次の日に、月曜日か、月曜日に2人やると、余裕を持ってやったほうが尻切れとんぼで終わったり、延長したりっていうのは、これはちょっとやるべきではないと思います。早く終わろうが遅く終わろうがいいじゃないですか、4人なら4人で。次の日にまた2人やるということで。私は、嘉喜山さんが言われたことに賛成します。
- 〇山下委員長 えっとこれ、もう意見が出ましたので、初日4人にするのか、それとも初日に全員

にするのか、ここで決めたいと思いますので。

よろしいですか。もうこれ以上意見は出尽くしたんで。

それでは、初日に4人、2日目2人ということに賛成の方、挙手を願います。

(賛成者举手)

○山下委員長 そしたら、初日に4名、2日目に2名といたします。

続きまして、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものは 15 案、報告 1 案、条例の改正 3 案、契約関係 3 案、補正予算 3 案、その他 5 案です。

理事者提案に係る議案について説明を求めます。

まず初めに、浅海総務課長から条例、契約等についての説明を願います。

浅海総務課長。

○浅海総務課長 それでは、私の方から予算議案以外につきまして、日程順に簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、報告第8号、ファイルは②のほうです。令和3年度教育委員会点検・評価の報告について、御説明をいたします。

3ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、下段の表に記載の3名の外部評価者から御意見を頂き、作成したものであります。

4ページに、全体の点検・評価一覧表を載せていますが、AからDの評価基準で、Aの「よい」評価が16項目、Bの「おおむねよい」評価が15項目となっております。

以下、この報告書は 41 ページにわたっておりますので、ここでの説明は割愛をさせていただきます。なお、本報告書は、11 月 19 日開催の定例教育委員会で議決を受けておりますので、議会に報告をするものであります。当日は、児島教育長が説明を行います。

次に、第67号議案、愛南町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

本案は、健康保険法施行令の一部改正により、出産に伴う産科医療補償制度の見直しと併せて、出産育児一時金の額が改正されることから、本条例の一部を改正するものであります。

2ページの新旧対照表にて、改正内容を説明いたします。

第7条第1項中、出産育児一時金の額「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改めることにより、支給総額を42万円に維持するというものであります。

1ページに戻っていただき、附則として、この条例は令和4年1月1日から施行することとしております。当日は、中田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第 68 号議案、愛南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

本案は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、保育所等で行う諸記 録等について電磁的方法等による対応も可能とする旨が追加されたため、条例の一部を改正す るものであります。

改正内容につきましては、6ページを御覧ください。

第4章雑則、(電磁的記録等)を追加し、第53条で保育所等の子ども・子育て支援を行う 事業者等における書面等の作成、保存及び保護者等への説明のうち書面で行うものを電磁的方 法による対応も可能としております。

3ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

次に、第 69 号議案、愛南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について、御説明をいたします。 本案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、第 68 号議案と同様に、保育所等で行う諸記録等について電磁的方法等による対応も可能とする旨が追加されたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容の説明をいたしますので、3ページを御覧ください。

第6章雑則、(電磁的記録等)第49条を追加し、条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについて、電磁的方法による対応を可能にするものとしております。

2ページにお戻りください。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。当日は、幸田保健福祉 課長が2件とも提案説明を行います。

次に、第70号議案、R2魚神山漁港海岸保全施設整備工事(分割の2)請負契約の変更について、御説明をいたします。

本事業は、魚神山地区において既存の離岸堤の天端高不足から、かさ上げを実施する整備事業であります。

この議案につきましては、当初の契約時には、予定価格が 5,000 万円を下回っておりましたので、議会議決が不要でありましたが、今回の契約変更により、5,000 万円を超えたため、地方自治法の規定に基づき提案するものであります。

それでは、変更工事の内容について、添付図面により説明いたしますので、2ページを御覧ください。

施工場所は魚神山漁港、真浦地区であります。

次に、3ページから5ページに平面図、縦断図、標準断面図を添付しております。

それぞれ、赤色に黒の斜線が施工部分となります。変更内容は、消波ブロックの追加製作で 当初の134 基から13 基増工して147 基の製作を行う計画であります。

最初のページにお戻りください。

契約の内容については、1から4に記載のとおりであります。

なお、工期につきましては、令和4年2月28日を予定しております。

次に、第71号議案、R3魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約について御説明をいたします。

本事業の整備目的は第70号議案と同様であります。

本契約は、そのうち離岸堤の基礎工及び消波ブロック製作据付けを施工するもので、令和3年11月15日に入札を執行しております。

工事の内容については、添付図面により説明しますので、2ページを御覧ください。

施工場所は魚神山漁港、真浦地区であります。

次に、3ページから5ページに平面図、縦断図、標準断面図を添付しております。

それぞれ、赤色に黒の斜線の部分が、今回の工事実施部分であります。

工事概要は、基礎捨石 3, 195 立方メートル、被覆石 404 立方メートルの投入及び消波ブロック製作 444 個、据付け 435 個を施工します。

この工事については、11 月 15 日に入札を執行した結果、株式会社末廣組が 1 億 9,360 万円で落札しましたが、この工事の予定価格が 5,000 万円を超えており、議会の議決が必要なため提案するものであります。

最初のページにお戻りください。

契約の内容については、1から4に記載のとおりであります。

この入札に係る参加業者は、町内の業者で、株式会社末廣組の1社となっており、落札率は、96.87%、工期については、契約の翌日から令和4年3月10日までを予定しております。当日は、長田水産課長が2件とも提案説明を行います。

次に、第72号議案、御荘文化センター空調設備改修工事請負契約について御説明いたします。

本事業は、平成3年に建設以来、既に29年が経過しております御荘文化センター空調設備 の改修を行うものであります。

工事の内容につきましては、添付図面により説明いたします。

2 ページの位置図に続き、3 ページに改修工事のイメージ図を示しておりますので御覧ください。

改修後の冷暖房系統について、黄色く網掛けしている部分、客席、ホール、大研修室、舞台等、空間の大きいエリアは、これまでと同じ空冷チラー方式を採用します。その他の空間の小さいエリアはヒートポンプエアコン方式に変更することとしております。

各階の詳細については4ページからの概略平面図等をお目通しください。

この工事について、11月15日に入札を執行した結果、伊予設備株式会社が調査基準価格を下回る8,305万円、落札率86.6%で入札し、審査会において適正な履行がされると判断しましたが、この工事の予定価格が5,000万円を超えており、議会の議決が必要なため、提案するものであります。

議案にお戻りください。

契約の内容については、1から4に記載のとおりです。

この入札に係る参加業者は、町内の業者4者となっており、工期については契約の翌日から 令和4年6月17日までを予定しております。当日は、猪野御荘支所長が提案説明をします。

次に、第73号から75号議案を飛ばしていただきまして、第76号議案、愛南町広見コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、第80号議案、愛南町山出憩いの里温泉の指定管理者の指定についてまでの5件につきましては、先般の議員全員協議会で説明をさせていただいたとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

当日は、76 号議案から 78 号議案の 3 件は濵建設課長が、79 号議案と 80 号議案の 2 件は、 兵頭商工観光課長が説明を行います。

私からの説明は以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。

何か質疑はありませんか。

ないようですので、次に、立花企画財政課長から補正予算関係等の議案についての説明をお願いします。

立花企画財政課長。

〇立花企画財政課長 失礼します。それでは、私のほうから、第73号議案、令和3年度愛南町一会計補正予算(第10号)について、12月補正予算概要説明書により説明しますので、概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ 3 億 8,442 万 2,000 円を追加し、総額を 162 億 2,426 万 5,000 円とするものであります。

それでは主な内容について歳出から説明しますので、8ページを御覧ください。

2 款総務費においては、移住お試し住宅の充実を図るための備品購入等により①移住促進事業、ふるさと寄附金の寄附件数の増により②ふるさと寄附金事業等を追加しております。

3 款民生費においては、タクシー券の利用率が伸びたことにより②高齢者運転免許証自主返納支援事業、介護サービスや訓練等給付サービスの利用者が増加していることから④障害者自立支援介護等給付事業等を、4 款衛生費においては、3 回目のワクチン接種を行うため①新型コロナウイルスワクチン接種事業、不法投棄監視カメラを設置するため②不法投棄解消事業等を追加しております。

6 款農林水産業費においては、鳥獣害侵入防止柵資材の物価上昇等により①鳥獣被害防止総

合対策事業、真珠・母貝業者の養殖継続支援のため⑤優良アコヤガイ作出事業等を、7 款商工費においては、一本松中川地区にある中川ゲートボール場整地のため②一本松地区広場維持管理事業、あけぼの公園内水路の土砂取り除きのため③あけぼのリフレッシュゾーン維持管理事業を追加しております。

8 款土木費においては、住宅・新築リフォーム補助事業の申請件数の増加が見込まれるため ①住宅新築・リフォーム補助事業、町営住宅の維持管理のため④住宅改修事業(単独)等を、9 款消防費においては、消防庁舎の雨水貯留槽ポンプが故障し取替え修繕が必要となったため② 消防庁舎維持管理事業等を追加しております。

10 款教育費においては、イベントの中止により④一本松公民館生涯学習事業等を減額、県補助事業を活用してICTの環境整備を行う②放課後子ども教室事業、可搬式階段昇降車の購入等により⑤御荘海洋センター管理運営事業等を追加しております。

11 款災害復旧費においては、①林業施設災害復旧費(国庫)、②道路災害復旧事業(国庫)、 ③河川災害復旧事業(国庫)を追加、13 款諸支出金においては、ふるさと寄附金の増額に伴い必要経費へ一部充当するため①ふるさとづくり基金積立金(寄附金分)を減額しております。

次に、これら歳出予算の裏づけとなる歳入については、7ページに主な内容を記載しておりますが、主な財源は、各種事業実施に伴う国・県等の支出金等となっております。当日は、木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第74号議案、令和3年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、 説明します。

資料は、概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ 1,168 万 9,000 円を追加し、総額 を 30 億 7,268 万 9,000 円とするもので、主な補正の内容は、介護納付負担金、国庫支出金等 精算返還金であります。当日は、中田町民課長が提案説明をいたします。

最後に、第75号議案、令和3年度愛南町上水道事業会計補正予算(第2号)について、補 正予算書により説明しますので、補正予算書の3ページを御覧ください。

中段、補正予定額については、収入、支出共921万5,000円となっております。

8ページを御覧ください。

中段、支出は水道事業費用、営業費用として負担金 921 万 5,000 円を計上しており、上段、収入は水道事業収益、営業外収益として、他会計補助金 921 万 5,000 円を計上しております。 当日は、池田水道課長が提案説明をいたします。

以上、説明とします。

○山下委員長 ただいま、立花企画財政課長から説明がありました。

質疑はありませんか。

質疑がないようなので、これで終わります。

続きまして、議会提案に関するものが1案で、議会活性化特別委員会の設置について、事務 局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会活性化特別委員会の設置についてなんですが、金繁議員の発議によりまして、 提案説明の後、質疑、討論、採決ということになります。もし可決されましたら、その後、議 長のほうから委員の選任をいたしまして、その後、休憩を取って委員長、副委員長の互選とい う流れになると考えております。

以上です。

○山下委員長 以上の流れで進みますので、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、議案の審議方法、一括提案、第 68 号議案と第 69 号議案の条例改正に

ついては、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々ということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、76 号議案から 78 号議案のコミュニティセンターの指定管理については、関連性があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、第79号議案と第80号議案の指定管理については、関連性があるため 一括提案とし、質疑は別々に行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、補正予算等の質疑の方法、第73号議案、一般会計補正予算(第10号) は、歳出歳入それぞれ全般を通じて行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、第74号議案、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、 歳入歳出全般を通じて質疑を行うということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続きまして、第75号議案、上水道事業会計補正予算(第2号)については、予算 書全般を通じて質疑を行うことでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、次に請願・陳情の取扱いについて、受理件数は7件です。

別紙請願文書表のとおり、請願が2件出ております。

請願第3号、百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願と、請願第4号、那須芳人議員の問責について2件が出ておりますが、まず請願第3号、百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願について、どこの委員会に付託するのか、委員の意見を求めます。

嘉喜山委員。

- ○嘉喜山委員 これ2件共そうなんですけど、常任委員会2つありますけど、ちょっとどちらにも当てはまらないような気がしますので、もう特別委員会、新たにつくるっていう手もあると思うんですが、議運でしたらどうでしょうか。
- 〇山下委員長 ほかの委員の意見はありませんか。 金繁委員。
- ○金繁委員 請願は常任委員会に委託、付託ですよね。
- 〇山下委員長 原則。
- ○金繁委員 原則ですね、それを、原則を外すというのは、先ほど嘉喜山議員、気がするのでとおっしゃったんですけど、もうちょっと明確に法的根拠などをお願いします。
- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 原則なので、当てはまらない場合については、もう外しても私はいいと思っております。

以上です。

- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 当てはまらないという意味が分からないので教えてください。
- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 当てはまらないっていうか、今回は、どっちの委員会っていうても内容がちょっと、こっちこっちって判断つかない特別な場合やと思うんですよ。恐らく特別な場合は、その常任委員会にしなくてもいいというふうに思います。というか、議員必携にも……
- **〇山下委員長** ちょっと待ってください。ちょっと事務局長から説明をしていただきますので。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 議会運営員会についてもですね、請願の審査はできます。ただ、議会運営委員会

の事務については、法令で定めがあって、その範囲内でしかできません。それが1つが議会の 運営に関する事項、そして1つが議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、そし て議長の諮問に関する事項の3つになります。この範囲でしか請願の審査はできないというこ とになります。

いわゆる今回の件なんですけども、議会の運営に関する事項というものについて、全国の町 村議会議長会のほうが例示をしております。その中で、いわゆる特別委員会の設置の取扱い、 そして特殊な請願、陳情の取扱いっていうのがありまして、この2件が本件に該当するのでは ないかというふうに考えております。

以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。

ほかに意見のある方ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 局長、説明ありがとうございました。特殊な請願という、特殊とはどのような事例があるんですか。本件が当てはまるということ、言っていただきたいんですけど。特殊なの意味をお願いします。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 本多局長。
- ○本多事務局長 特殊な意味についてはですね、最終的にこの委員会等で諮る必要があろうかと思うんですけども、基本的な請願の審査の区分けとしまして、一般的な自治体の事務については常任委員会だと考えております。今回の件については、先ほど言いました3件の議会運営委員会が審議する事項以外については各常任委員会、さっき言った3件に該当するものについては、議会運営委員会の区分けでいいのかなと考えております。

以上です。

- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 すみません、その3件の中の特殊なっていう意味をお願いします。本件がその特殊なのに入るかどうかの、当てはめの部分がちょっと気になるので。
- 〇山下委員長 本多局長。

以上です。

- ○本多事務局長 先ほど御説明しましたとおり、それについてはですね、この委員会の中で判断するということになろうかと思います。
- **〇山下委員長** 今の局長の説明は、この委員会でこれが特殊な案件に当たるのか当たらないのか、 それを決めてくださいっていうことなんで。

嘉喜山委員は、これは特殊なことなんでということで議運に付託ということなんで。 金繁委員。

- ○金繁委員 すみません、何度も。特殊なの定義、意味ですね、そこが分からないと、本件がそれに当たるかどうかっていうのは分からないんですよね。特殊かどうかっていうのが曖昧なまま、オーケーってしてしまうと、後でまた違法なことをやったということになるので、その特殊かどうかっていうのは、しっかりとここで明確にして、本件はまさにそれに当たるということを認定しないといけないと思います。違法なことはもうしないようにしましょう。
- 〇山下委員長 違法。これ委員会の中の協議なんで、私はこれを、この百条委員会の設置をこれ単独の常任委員会で設置するとかしないとか、採択できるような問題やないんで、やっぱり常任委員会ではできないということになると、やっぱり議運で付託を受けるしかないんで。はい、最後です。
- ○金繁委員 できるできないを判断するには、特殊な、局長が説明してくださった特殊なの意味、 そもそも法の趣旨ですね、を趣旨はなんですか。それが分かればある程度推測、本件がそれに

当たるかどうか、特殊なのに当たるかどうか推測できるんですけど。お願いします。答えをお願いします。先に。

- 〇山下委員長 那須議員。
- ○那須委員 答えはもう普通じゃないから特殊という言い方しかないんですよね。

(発言する者あり)

〇山下委員長 答えは、局長の説明では、この議運の中で決めるんで、もう局長からの答弁は要りません。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 さっき最後言うたんやけど、もう最後。
- ○金繁委員 分かりました。じゃあ委員長の見解としては、特殊かどうかっていうのは、この委員会の中で決めればいいということですね。
- 〇山下委員長 決めればじゃない。産業、総務厚生委員会では決める案件ではないと私は思います。
- ○金繁委員 それを委員会で判断できるということですね。
- **〇山下委員長** この中で決めたらいいんで。
  - はい。
- ○金繁委員 じゃあ、特殊かどうかの定義とか、意味は、趣旨は関係なく、特殊な事例に当たるというのは、この議会運営委員会の委員の意思で決められるということですか。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 総務文教委員会と、産業厚生委員会がそれぞれ所管しておるものがありますよね。その中で、請願が出たらどっちの委員会が所管しているのかということで振り分けるんですが、この場合は、どちらの委員会も所管してない、いわゆる特殊な事案なので、そしたら3つある中の1つの議会運営委員会でやるしかないだろうというふうな判断が働いたんだと思いますんで、私もそれでいいと思います。
- 〇山下委員長 意見はほとんど皆さん出たと思うので。
- ○金繁委員 提案なんですけれども、議運というと本来は議会の運営に関する委員会ですので、この2つの請願が特殊なものであり、どちらにも付託することができないとするのであれば、むしろ全員協議会に付託して行うほうが、全ての議員さんの意見も聞けていいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 請願を全協に付託っていうのは、これ局長、そんなことできるんですかね。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 全員協議会のほうには付託はできません。

(発言する者あり)

**〇山下委員長** それぞれ意見はあると思います。やっぱりこれは議会運営委員会の中で決めることなので、皆さんの意見を集約したいと思います。

これ、請願第3号の付託先を議会運営委員会にすることに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

○山下委員長 挙手多数なので、第3号の請願は議会運営委員会といたします。

続きまして、請願第4号、那須芳人議員の問責について、この請願をどこの委員会で付託するのか、皆さんの意見をお聞きします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほども少し触れましたけど、やはりこれも特殊な案件に当たると思うんで、議運でいいと思うんですが。

○山下委員長 ほかの委員の意見はありませんか。

私も長いこと議員をしておりまして、この個人名で請願が出たことは余り聞いた覚えがないんです。だから、特殊なこれは請願ということで嘉喜山委員の言われるとおり、議会運営委員会の付託で私もいいんじゃないかと思います。

皆さんの意見をお聞きします。

金繁委員。

○金繁委員 これ、問責についてなんですけれども、確かにこれに関しては産業でも総務でもない と思うんですね。そもそも論になるんですけど、そもそも個人に対する問責、議長に求めてい らっしゃるんですけど、これは議会に求めていらっしゃるんですよね。

(発言する者あり)

〇山下委員長 これ議会に対する請願なんで、当然議会ですよ。分かりましたか。 そしたら、請願第4号、議会運営委員会に付託ということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 そしたらそういうことで行います。

別紙陳情一覧表のとおり、陳情が5件出ております。陳情等については、現段階では議長預かりとし、趣旨に賛同する議員においては、所定の賛成者をもって議案として提出するということでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 そうさせていただきます。

続きまして、追加議案、理事者提案について、総務課長。

- ○浅海総務課長 追加議案はございません。
- 〇山下委員長 続きまして、議会提案について、本多事務局長。
- ○本多事務局長 その前に1点、私説明が足りなかった部分があるので説明をさしていただきたいんですけども、先ほどの請願第3号についてなんですけども、これについては、先ほど言った説明の中の議会運営委員会の議会の運営に関する事項の中の特別委員会設置の取扱い、これに該当するというふうに考えとって説明をいたしたつもりだったんですが、足りませんでした、説明が。申し訳ございません。

請願第4号についてはですね、先ほど議論がありました特殊な請願に当たるということで、説明をしたつもりでした。すみません、説明が足りませんでした。

- ○山下委員長 いや、説明はちゃんとできています。
- ○本多事務局長 どうもすみません。
- 〇山下委員長 みんな理解しておると思います。 金繁委員。
- **○金繁委員** ありがとうございました。ということは、3 号については特殊なのかどうかっていう のに当てはまるかどうかではなくて、特別委員会を立てるのが妥当ということなんですね。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 特別委員会の設置の取扱いということが議会運営委員会のいわゆる議会の運営 に関する事項という協議事項に入っているので、請願の概念にかなうのではではないかと考え たということです。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 すみません、何度も。ということは、特別委員会を立てるかどうかということを議会 運営委員会で決めるのが筋ということになるんですか。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 議会運営委員会が審議できる事項の中に、議会の運営に関する事項というものがあってですね、その中の審議事項の中の1つとして特別委員会の設置の取扱いというものがある。

るので、今回の百条委員会の設置については、これに当てはまるという説明です。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 すみません。そしてですね、今2件、この請願2件が委員会付託をされますので、 最終日にその委員会報告があるということになります。 以上です。
- 〇山下委員長 続きまして、議会運営委員会の開催日は、追加議案があれば開催をいたします。その際は事務局から連絡を行います。

追加議案がなければ、議会運営委員会も最終日の朝礼もありません。

そして、閉会中の常任委員会は、閉会中に所管事務調査をする場合は、常任委員会委員長は 所管事務調査申出書を12月13日月曜日、午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。 続きましてその他、2日目は。

石川委員。

- ○石川委員 議運の最終日ということなんですけど、この請願の審査はいつされますか。
- 〇山下委員長 議運の請願審査は初日の一般質問を4人行います。午後、一般質問の4人目が終わった時点で、その後請願審査を行いますので、よろしくお願いします。すみません、よろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと今ここで日程は決めるんで、今、委員長の思いで言うただけで。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 これ、議運で決めたらいいんで、開催日は、皆さんの意見をお聞きします。 那須委員。
- ○那須委員 木曜日はどうでしょうか。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 はい。
- ○嘉喜山委員 木曜日という意見はあったんですけど、ちょっとその日に結論が出るかどうかも分からないんで、やはり火曜日とか水曜日が妥当なところなんじゃないでしょうか。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 請願審査の関係なんですが、今回ですね、いわゆるもし参考人として請願者を呼ぶというようなことを考えているのであれば、なるべく早いうちに1回提案議員からの説明を聞いた後、そのあたりも審議しておかないと会期中に請願審査が終わらないこともあるので、そのあたりについてもちょっと検討していただきたいと思っております。以上です。
- **〇山下委員長** 今事務局長から説明がありましたが、なるべく早いうちが日程はいいみたいなんで。 あの、監査のほうは。

(発言する者あり)

〇山下委員長 そしたら、月曜日が2日目なんで火曜日、火曜日ということで。 時間は。

(発言する者あり)

- ○山下委員長 10時から。よろしいですか。
  - そしたら、火曜日 10 時から議会運営委員会を開きます。よろしいですか。 嘉喜山委員。
- **○嘉喜山委員** すみません、そのオオモリさんの請願書の最後のページに、3ページに提出者に意見を聞く機会ということがあるんですけど、いきなりもう、事前に決めずに開催するんですか。

事前というか、呼ぶかどうかを決めずに。

〇山下委員長 提案者の意見を呼んで聞くか。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 参考人を呼ぶ場合の手続なんですけども、まず、委員会の中で呼ぶかどうかを採決していただいて、可決した場合、委員長のほうから議長に参考人を呼ぶということについて依頼をして、議長のほうから参考人に対して通知をするという流れになりますので、いきなり参考人を呼ぶことはできません。

以上です。

**〇山下委員長** 今説明がありましたので、これ参考人を呼ぶか呼ばないのか、まずそれを決めていただきたいと思います。

### (発言する者あり)

- 〇山下委員長 ここで呼ぶ、呼ばんを決めんと、そういう連絡の方法があるやん。参考人。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 それの審査については、あくまでも付託後になりますので、10 日以降に1回会議を開いていただくことになります。なので、そういった手続を考えるとですね、会期中に終わらすためには、できれば10 日とかに開いていただいたほうがいいのかなと事務局のほうとしては考えております。

以上です。

- **〇山下委員長** そうなってくると初日。 石川委員。
- **〇石川委員** 請願のですね、参考人の件でしょうけども、私は紹介議員がきちっと説明できれば、 私はいいんじゃないかなというふうには思いますけど。
- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 これ、この点について、請願者が説明の機会を持てるかどうかについて、前も議論になったんですけれども、一応愛南町の議会基本条例のほうでは、その請願者が希望するときには、説明の機会を与えることができるということで、与えなければならないという義務規定にはなってないので、委員会の中で決めることに、希望があればなると思います。希望がなければないでもういいと思うんですけれども、その希望がある場合の手続について、はっきりしてないところが今ちょっと問題になっているのかなと思うんですけども、提出者本人が提出するときに私は希望ですって言われることもありますし、紹介議員のほうで本人が希望されてますって委員長のほうに伝えることもあるんですけれども、正式にはいつどのような形で本人の希望を伝えるのがいいのかということについて、ちょっとはっきり決めとったほうがいいかなとは、今の議論を聞いていて思いました。
- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 前回はですね、前回総務文教で開いた請願の件での事例ですけれども、事前に議長の 許可を得ないと参考人を呼ぶようなことができないんだということで、その傍聴に来られた提 出者の方から要請があったんですけども、実際、その委員会を開く前に議長の承諾を得てなか ったので、私は委員長として取り上げなかったと。説明を求めなかったということです。
- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 この議会基本条例の第7条4項を見ますと、必要に応じて提出者に説明を聞く機会を設けることができるとなってますので、あくまで議会の判断と思われます。議運の中で決めるべき問題じゃないかと思うんですが。
- **〇山下委員長** 今までは議会のほうで要請して、今回は説明してくれとかいうことでやっとったと 思うんですよ。今までは。

はい。

○金繁委員 必要に応じてというのを嘉喜山議員がおっしゃったように、議会が必要かどうかを判断すると、読み込むかどうかなんですけど、必要に応じてという背景に、本人、請願者からの要望が、させてくださいという要望があって、必要かどうかの判断に至るという流れが通常ではないかと思います。

そこのプロセス、手続について、愛南町議会では決めてないと思うので、先ほど石川議員は 委員長として議長の承諾が必要ではないかという見解述べられたんですけど、そこのところも はっきりしておいたほうがいいですよね。議長の承認を必要とするのかどうか。

- ○那須委員 参考人は議長が呼ぶわけで、委員長ではないですよね。その委員会の中で参考人として出席をしてもらいたいというふうに決まったら、議長を通して呼ぶと。その参考人本人が出たいとか、出たくないとかっていうのは、それは関係ないんですよ。委員会が決めることで、出てくださいとか、出なくてもいいですよというのは、それは委員会の判断なんで、請願者が出たいから出してくれっていうの、これは筋違いです。
- 〇山下委員長 本多事務局長、今の流れはそれでいいんですかね。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 参考人を呼ぶかどうかの判断はですね、あくまでも委員会の中で行っていただいて、あくまでも議会を代表するのは議長ですので、委員長のほうから議長に依頼をして、議長が参考人に対して通知をすると、依頼をするという流れです。
  以上です。
- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 あくまで委員長は議長に対して参考人を呼ぶか呼ばないか、呼ぶ場合については申請をして、議長が承認して議長が招聘するという形だと私は認識しとるんですけど、それでよろしいですよね。
- 〇山下委員長 今の事務局長の説明は、それですよね。そういうことなんで。はい。
- ○金繁委員 確認させてください。愛南町議会では請願者の説明の希望があってもそれは聞かないと、あくまでもその請願を書類として受けて、委員会で必要かどうかを判断して議長に承諾を得て本人を呼ぶということでよろしいですか、確認です。
- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 時と場合によると思うんですよ。この事案は参考人の話をもっと聞いてみないといけないとか、やっぱり参考人を呼ぶ必要があるとか、そういうふうに委員会で決めれば招集するべきやと思うんですよ。ただ、必要ないとか、もうそういうことになったら、参考人は要らないという、その辺の判断をこの委員会で決定して、その要請を議長に行くという、その流れでいいと思うんですよ。
- 〇山下委員長 石川委員。
- ○石川委員 あくまで私はこの請願については、紹介議員が十分理解した上で、請願を出すということは委員会を開けということを理解した上で紹介議員が紹介議員になっていると。内容も含めて理解されていると、私はそういう前提で今考えとるんですけども、あくまでやっぱり紹介議員が理解せずにですね、この請願を受けて説明し切れないというとこに、私は問題があるんじゃないかなというふうに思っております。
- 〇山下委員長 以前も紹介人が、私は説明できんとかいう紹介者もおったんですよ、そういうこと は必ずないようにということで、前の前の議会でもそういう議員に対して注意はしとりますの で、まずそういうことはないと思いますので、もし請願者が出席しなくても、請願者の意図は 紹介人がちゃんと説明してくれると思いますんで、ここは議会運営委員会で決めたんでいいん

じゃないですか。

はい。

- ○金繁委員 先ほど鷹野委員がおっしゃられた点、私も同じように考えています。委員会が決めることです。その私が確認したかったのは、その前提として、請願人本人が説明することを希望するかどうかっていうのは、委員会として、愛南町議会としては考慮しないという点を明らかにしてほしいということです。
- 〇山下委員長 考慮しないんやないです。請願者が説明したいんやということを委員会に申し出た ら委員会でそれはさしてあげたらいいやないかという、それは当然ありますよ、それは。
- ○金繁委員 分かりました。
- 〇山下委員長 そしたらもうこの件はよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員 もう一つ確認です。じゃあその手続なんですけど、それは事前にということになりますよね。それはじゃあ、10 日に、初日に付託、議運になりますと決まりますよね。決まったらその請願者、その後に請願者がその委員長、今回なら議運の委員長に、山下委員長に直接連絡するか、事務局に。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 ちょっとその流れについて、本多事務局長、説明を求めます。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 初日で、例えば議会運営委員会に付託が決定して、議会終了後に議会運営委員会を開くといたします。その中で、まず最初に提案議員から趣旨説明があろうかと思うんですが、その議会運営委員会の中で、参考人を呼ぶのかどうかっていうことについて採決を採るということになります。

以上です。

- 〇山下委員長 金繁委員。
- ○金繁委員 ありがとうございます。ちょっと私の確認したかったのは、先ほど山下委員長がおっしゃったように、請願者、提出者が説明したいという希望を伝えるのは、委員長に伝えてもらって、委員会で請願を審査するという流れをおっしゃっていたので、その本人がもしくは紹介議員がその請願者が直接説明したいということを伝えるタイミングと誰にと、事務局にでいいと思うんですけど、その点です。
- 〇山下委員長 これ例えば今日、10日に開くということが決まったら、それからその委員会開く前日までに連絡したら、当日じゃあ当然間に合わんので、前日までに事務局なり連絡取って、それで委員長から議長に要請をして、そういう手続でいいんやないですか。

いいでしょ、それで。

(発言する者あり)

〇山下委員長 その他ですが、初日、2 日目は第 73 号議案一般会計補正予算(第 10 号) について の……

はい。

- ○石川委員 もう一回整理したいんですけど、この請願についての日程。日程一回整理して、いつするか、今、月曜日いうのもあったし、火曜日もあったし、当日 10 日という話も飛び交っている中で、一回整理したほうがいいと思います。
- ○山下委員長 はい、すみません。

その10日初日、一般質問の4人目が終わった後ということでよろしいですか。

(発言する者あり)

**〇山下委員長** よろしいですかね、これで。日程については。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 第73号議案、一般会計補正予算(第10号)についての提案説明までにとどめ、質 疑、討論、採決は最終日17日とすることでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 それでは、続きまして、シェイクアウトえひめが 12 月 17 日午前 11 時に実施されます。シェイクアウトえひめとは、チラシのとおり県民総ぐるみでの安全確保行動を実施するものです。本会議中ではありますが、我々も地震発生時の安全確保や防災意識向上のため、11 時頃に休憩を取って各参加したいと思いますが、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 続いて、新型コロナウイルス対策について、前立てが設置してある演台のみマスク を外して発言可。

傍聴席については、距離を開けて22席とし、22名を超える場合は議場前にテレビを設置いたします。

ここで執行部は退席をお願いいたします。

(退席)

○山下委員長 続きまして、議会基本条例の検証についてを協議したいと思います。

これ、タブレットに出ておりますので。この議会基本条例の検証について、本多事務局長、 ちょっと説明を願います。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会基本条例の検証につきましては、議会基本条例の中で議会運営委員会で審議するように毎年1回審議するようになっております。その審議の方法についてなんですけども、県下の例を見ますと、条文ごとに検証を行うパターンと、検証項目を決定して関連条文をまとめて検証を行う方法があります。条文ごとに検証を行うのが大洲市、検証項目を決定して関連条文をまとめて検証を行うのが松山市となっておりますけども、こういった検証方法について、まずどういった方向で検証していくのかを審議をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇山下委員長 今説明がありましたが、まず審議方法、条文ごとに検証を行うのか、検証項目を決定して関係条例をまとめて検証を行う、どちらがよろしいか、委員の意見を求めます。 石川委員。
- ○石川委員 その前にですね、検証の方法は、どういうふうな形でやっていくのか。それでちょっと変わってくるような気がするんで、検証の方法をちょっと事務局長に参考までに教えていただいたらなと思うんですが。
- 〇山下委員長 この前資料もろとったやつやろ、資料。資料に2つあったね、パターンが。 本多事務局長。
- ○本多事務局長 資料の2番目に検証の流れと日程の目安ということで、示させていただいておりますけども、まず、検証シートというものを議会運営委員会のほうで作成をさせていただいて、そのシートを議員全員に配付して、議会基本条例の実施方法といいますか、運営の内容等について評価をしていただくということになります。

最終的にその評価を集計してですね、その検証を議会運営委員会で行うという方法で実施してはどうかというふうに考えております。

以上です。

○山下委員長 今、事務局長から説明がありましたが。

これも局長、今日なるべくどっちの方法でやるのかいうのは決定しとったほうがええんでしょう。

本多事務局長。

○本多事務局長 検証の方法とですね、検証対象期間であるとか、今説明さしていただきましたけども、検証の主な流れについてはですね、決定をしておいていただいたほうがよろしいかと思います。

以上です。

**〇山下委員長** 今説明があったとおり、まずこのどちらの方法で検証するのか、ちょっとなかなか ぴんとこんと思うんですが。

嘉喜山委員。

- ○嘉喜山委員 その期間ですけど、1年もたたないうちに検証するんですか。
- 〇山下委員長 本多事務局長。
- ○本多事務局長 確かに今年度につきましては1年もたたないんですけども、条例に毎年1回というふうになっている以上は、行う必要があるのかなと考えております。 以上です。
- 〇山下委員長 鷹野副委員長。
- ○鷹野副委員長 これは議運の委員でやるわけですか。
- ○山下委員長 条例に載っておるけんね。条例で議運でとなっている。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 それはあれよ、基本条例を変更せなんだら。 石川委員。
- ○石川委員 毎年というのは、先ほど嘉喜山委員が言われたように、それは毎年やけど、初年度は例外として、1年たった後に、来年の例えば4月までに1年たった時点で検証を終了させるとかいう方法もあってもいいと思うんですよ。毎年いうたって、それは原則論であって、1年もたたないうちで、実際いうたら12月末でやろうとしたらですね、6月、9月議会含めての期間、12月も頭ぐらいしかかからないと思いますんで、そうすると半年ちょっとぐらいの期間で評価するんですかっていう話になると思うんですよ。だから初年度は特例としてですね、やっぱり先ほど言われたように1年経過した時点でですね、それから毎年やればいいんじゃないかなと言うふうに私は思いますけど。
- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 先ほどと同じ意見なんですけど、その補足の22条を適用して、やはりもう1年向こう、せめて1年は運用してみなければ何とも言えないんじゃないかなと思うんですけどね。 それが検討ということでもいいんじゃないですか。
- 〇山下委員長 これ、議会基本条例にのっとっても、この議運で検証するという議運の委員会が委員会の判断で、どうなのか。多分、半年ぐらいしかないんで、なかなか検証する材料も少ないんやな、本当に。中途半端な検証になってしまうんで、その点、本多事務局長、これどうなんですかね、これ、ちょっと聞くのもおかしいんやけど。

すみません、本多事務局長に今意見求めたんやけど、我々で決めたらええことやないんですか、これ。

### (発言する者あり)

〇山下委員長 多分今の意見は多くの方が、期間も少ないし判断の材料もないんで、次年度、次年度 度ちゃんとした期間を過ぎて検証するという意見が多いんですが、その意見でよろしいですか。 そのかわり、この日程は決めて。

(発言する者あり)

- 〇山下委員長 那須委員。
- ○那須委員 この議運でやることなんですけれども、最初の年からせっかく基本条例つくって破るのか、破ってはないんですけど、ただ、検証項目は少ないですけれども、半年やってきて新しい議員さんらも入ってきて、ここはちょっとおかしいんじゃないかというの、気づいていると

ころもあると思うんですね。それが新しくできる基本条例の特別委員会の参考にもなるわけなので、きちっとした検証シートは出さなくてもいいですけれども、やっぱり 1 回ぐらいはね、委員長、議運でどうやったかという話合いぐらいは持つべきだと私は思いますけど。

- 〇山下委員長 今、那須委員からそういう意見も出ましたが、皆さんの意見。 金繁委員。
- ○金繁委員 私どちらの意見もそれぞれ根拠が理解できるんですけど、その毎年っていうのが、やっぱり1年っていうのを想定していると思うんですよね。今年の4月1日から議会基本条例ができて、そうすると来年の3月31日でようやく1年を経過する。だからその1年間を見てその後にレビューするっていうのがこの毎年っていうところに読み込むのが自然かなという気はします。もちろん1年内でもやっていいことはあるとは思うんですけれども、これ来年度にしても違反ではないし、むしろこの趣旨に沿うんじゃないかと思います。

例えば基本条例の中で最低年に1回は意見交換会、議会報告会を行うって書いてあって、たまたま今回はもう1回行っていますから、それを満たしているんですけど、もしこれ来年の2月、3月とかにやるっていうときだったら、もしかしたら内容を満たしてないっていうことにもなりかねないので、1年様子を見てからという読み込みでは駄目ですかね。

- 〇山下委員長 これ皆さんの意見なんで、委員の皆さんの。 原田議長。
- **○原田議長** これは毎年ということなんで、年度じゃないんでしょう。言うたら1月1日から12月31日までというその期間ですよね、たしか。ですから、那須委員の言うように、また1年、丸々1年たってはないんですけど、検証したらどうかなとは思うんですけど、私はですよ。
- 〇山下委員長 嘉喜山委員。
- ○嘉喜山委員 事務局にお伺いしますけど、実施要項の3条、検証対象期間、この意味合いはどういう意味合いでしょうか。年度またいでもいいという意味でよろしいでしょうか。
- 〇山下委員長 この1年という明確な、1月から12月なのか、4月1日から3月末なのかというのが明確でないやろ。

本多事務局長。

- ○本多事務局長 対象期間については議会運営委員会で決定するということなんで、この委員会で決定していただければいいんですけども、事務局の案で御説明させていただきたいんですけども、検証する対象期間を1月1日から12月31日にすればですね、その残りの1、2、3の間で審議して検証結果を報告するという流れをつくってしまえば、皆さんの任期中にも終わるということになりますので、それではどうかというふうに私のほうでは考えております。以上です。
- 〇山下委員長 そしたら期間は1月1日から12月31日までを検証すると、まずいうことの決定でよろしいですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 確かに考えたら改選のとき、4月やったらもうそのできんようになる。

(発言する者あり)

〇山下委員長 よく考えたら、やっぱり1月1日から12月31日までの検証やないと、それを1月1日から3月31日の間に検証するんで。4月1日から3月31日になると、例えば議員の改選になったら、検証するも、自分が携わっていない者が検証になるので、やっぱりおかしいことになるんで、やっぱり検証の年月日は1月1日から12月31日までがいいと思います、それで。

それで今回をどうするかという。今回を。

(発言する者あり)

○山下委員長 議会基本条例に載っとるんで、やることでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 事務局、そういうことです。

全然進んでないんやけんど、1番、2番、どっちの方法でやるかと。 石川委員。

- 〇石川委員 もう委員長に一任します。
- **〇山下委員長** 分かりました。そしたら私に任してもらいます。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 事務局、そういうことですので。

そして、その後、2番の議会基本条例の施行日、これも委員長に任せてもらってよろしいで すかね。

(「はい」と言う者あり)

〇山下委員長 そしたらそうさせてもらいます。

ここまで決めとったら大体ええんですかね。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 大体審議は終わりましたが、その他何かありませんか。

(「なし」と言う者あり)

**○山下委員長** ないようですので、これで議会運営委員会を終わります。 どうもお疲れさまでした。

議会運営委員会委員長